

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者</p> <p>（登録）</p> <p>第十四条の二 前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地</p> <p>三 登録講習を開始しようとする年月日</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> | <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 厚生労働大臣の指定する者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> |

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）
- 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 四 講師の氏名、職業及び略歴
- 五 学科講習の科目及び時間数
- 六 実務講習の実施方法及び期間
- 七 登録講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 八 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者がある者

（登録基準）

第十四条の四 厚生労働大臣は、第十四条の二の規定によ

り登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

イ 水道行政 二時間以上

ロ 公衆衛生・衛生管理 二時間以上

ハ 水道経営 三時間以上

ニ 水道基礎工学概論 二十一時間以上

ホ 水質管理 十二時間以上

ヘ 水道施設管理 三十三時間以上

二 学科講習の講師が次のいずれかに該当するものであること。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する学科を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

ロ 法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十年以上従事した経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

三 水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する濾過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載

してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地

(登録の更新)

第十四条の五 第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第十四条の六 第十四条第三号の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。

- 一 学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項
- 二 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項

2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(業務規程)

第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録講習の受講申請に関する事項

二 登録講習の受講手数料に関する事項

三 前号の手数料の収納の方法に関する事項

四 登録講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項

六 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七 第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に關し必要な事項

(業務の休廃止)

第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ

じめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければ
ならない。

- 一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十四条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以
内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計
算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの

閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十四条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十四条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要

な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十四条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十四条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第十四条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止するまでこれを保存しなければならない。

一 学科講習、実務講習ごとの講習実施年月日、実施場所、参加者氏名及び住所

二 学科講習の講師の氏名

三 講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日

(報告の徴収)

第十四条の十五 厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第十四条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十四条第三号の登録をしたとき。
- 二 第十四条の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十四条の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 (略)

(登録の申請)

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三号による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 (略)

三 申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していること説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。）

ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類

(1) 第十五条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

(2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類

(3) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類（借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。）

五 法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴

六 法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類

七 法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルまでに掲げる文書

八 次に掲げる事項を記載した書面

イ 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分

ロ 法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第一号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ 第十五条の四第二号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

ニ 水質検査を行う項目ごとの定量下限値

ホ 現に行っている事業の概要

（登録の更新）

第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（検査の方法）

第十五条の四 法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、八については、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。

- イ 水質検査部門の業務を統括すること。
- ロ 第二号二の規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。
- ハ 水質検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- ニ その他必要な業務
- 二 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。
- イ 第五号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。
- ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）及び外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を行うこと。
- ハ イの内部監査並びに精度管理及びハの外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。
- ニ その他必要な業務

三 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成するもの。

| 作成すべき標準作業書の種類 | 記載すべき事項 |
|---------------|--|
| 検査実施標準作業書 | 一 水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称 二 水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三 水質検査に当たつての注意事項 四 水質検査により得られた値の処理の方法 五 水質検査に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日 |
| 試料取扱標準作業書 | 一 試料の採取、運搬及び受領に当たつての注意事項 二 試料の管理の方法 三 試料の管理に関する記録の作成要領 四 作成及び改定年月日 |

| | |
|--|--|
| <p>試薬等管理標準作業書</p> | <p>一 試薬等の容器にすべき表示の方法 二 試薬等の管理に関する注意事項 三 試薬等の管理に関する記録の作成要領 四 作成及び改定年月日</p> |
| <p>機械器具保守管理標準作業書</p> | <p>一 機械器具の名称 二 常時行うべき保守点検の方法 三 定期的な保守点検に関する計画 四 故障が起こった場合の対応の方法 五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日</p> |
| <p>五 次に掲げる文書を作成すること。</p> <p>イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書</p> <p>ロ 文書の管理について記載した文書</p> <p>ハ 記録の管理について記載した文書</p> <p>ニ 教育訓練について記載した文書</p> <p>ホ 不適合業務及び是正処置等に関して記載した文書</p> <p>ヘ 内部監査の方法を記載した文書</p> <p>ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書</p> <p>チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書</p> <p>リ 受託の方法を記載した文書</p> <p>又 物品の購入の方法を記載した文書</p> | |

ル その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

第十五条の五 法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第十五条の六 法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
- 五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿

七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項

八 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に關し必要な事項

2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規

定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の届出)

第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止する検査の業務の範囲
- 二 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第十五条の八 法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の九 法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の備付け)

第十五条の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一 水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 水質検査の委託を受けた年月日

三 試料を採取した場所

四 水質検査を行った年月日

五 水質検査の項目

六 水質検査を行った検査員の氏名

七 水質検査の結果

八 第十五条の四第二号八により帳簿に記載すべきこととされている事項

九 第十五条の四第五号八の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

十 第十五条の四第五号二の教育訓練に関する記録

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七号第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七号第五項第七号」と、第十一条中「水道施設（給水装置を含む。）」とあるのは「水道施設」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号イ中「法第二十条の四第一号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一号」と、同号ロ(1)中「第十五条第一項第一号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第四号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号」と、「同条第五号イからル」とあるのは「第五十二条において準用す

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七号第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七号第五項第七号」と、第十一条中「水道施設（給水装置を含む。）」とあるのは「水道施設」とそれぞれ読み替えるものとする。

る同条第五号イからル」と、同条第八号口中「法第二十
十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条
において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と
、「第十五条の四第一号」とあるのは「第五十二条に
おいて準用する第十五条の四第一号」と、同号八中「
第十五条の四第二号」とあるのは「第五十二条におい
て準用する第十五条の四第二号」と、第十五条の三中
「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十一条
において準用する法第二十条の五第一項」と、第十五
条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第
三十一条において準用する法第二十条の六第二項」と
、同条第二号二中「法第二十条の十四」とあるのは「
法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と
、第十五条の五中「法第二十条の七」とあるのは「法
第三十一条において準用する法第二十条の七」と、第
十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とある
のは「法第三十一条において準用する法第二十条の八
第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第
二号及び第四号」とあるのは「法第三十一条において
読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び
第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項後
段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第
二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二
十条の九」とあるのは「法第三十一条において準用す
る法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十
条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十一条にお
いて読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」

と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、同項第八号中「第十五条の四第二号八」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第二号八」と、同項第九号中「第十五条の四第五号八」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第五号八」と、同項第十号中「第十五条の四第五号二」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第五号二」とそれぞれ読み替えるものとする。

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一条中「給水装置」とあるのは、「給水の施設」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号イ中「法第二十条の四第一号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一号」と、同号ロ(1)中「第十五条第一項第一号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一条中「給水装置」とあるのは、「給水の施設」と読み替えるものとする。

四条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と
、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあ
るのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四
第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第
一項第三号ロ」とあるのは「法第三十四条において準用
する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の
四第四号」とあるのは「第五十四条において準用する第
十五条の四第四号」と、「同条第五号イからル」とある
のは「第五十四条において準用する同条第五号イからル
」と、「同条第八号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ
」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十
条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第一号」と
あるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第
一号」と、同号八中「第十五条の四第二号」とあるのは
「第五十四条において準用する第十五条の四第二号」と
、「第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは
「法第三十四条において準用する法第二十条の五第一項
」と、「第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とある
のは「法第三十四条において準用する法第二十条の六第
二項」と、「同条第二号二中「法第二十条の十四」とある
のは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四
」と、「第十五条の五中「法第二十条の七」とあるのは「
法第三十四条において準用する法第二十条の七」と、「第
十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるの
は「法第三十四条において準用する法第二十条の八第二
項」と、「同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及
び第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替え

て準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と
、同条第二項中「法第二十条の八第一項後段」とあるの
は「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一
項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とある
のは「法第三十四条において準用する法第二十条の九」
と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」と
あるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法
第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第
二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条に
おいて読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号
」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあ
るのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十
四」と、同項第八号中「第十五条の四第二号八」とある
のは「第五十四条において準用する第十五条の四第二号
八」と、同項第九号中「第十五条の四第五号八」とある
のは「第五十四条において準用する第十五条の四第五号
八」と、同項第十号中「第十五条の四第五号二」とある
のは「第五十四条において準用する第十五条の四第五号
二」と読み替えるものとする。

第四章 簡易専用水道

(管理基準)

第五十五条 (略)

(検査)

第五十六条 (略)

第四章 簡易専用水道

(管理基準)

第五十五条 (略)

(検査)

第五十六条 (略)

(登録の申請)

第五十六条の二 法第三十四条の四において準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七号による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

三 申請者が法第三十四条の四において準用する法第二十条の三第一項各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第一号の必要な検査設備を有していることを示す書類

五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者（以下「簡易専用水道検査員」という。）の氏名及び略歴

六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「簡易専用水道検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類

七 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第

五十六條の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルに掲げる文書

八 次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「簡易専用水道検査部門管理者」という。）の氏名

ロ 第五十六條の四第二号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名

ハ 現に行つてゐる事業の概要

（登録の更新）

第五十六條の三 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（検査の方法）

第五十六條の四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、八については、あらかじめ検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。

イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。

ロ 第二号二の規定により報告を受けた文書に従い、

当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

八 簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

二 その他必要な業務

二 簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ 第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に行うための事務を行うこと。

ハ イの内部監査、ロの精度管理及び外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

二 その他必要な業務

三 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要

な権限を有する者であること。

四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。

イ 簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準

ロ 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法

ハ 検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査にあつての注意事項

ニ 簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法
ホ 作成及び改定年月日

五 次に掲げる文書を作成すること。

イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ 文書の管理について記載した文書
ハ 記録の管理について記載した文書

ニ 教育訓練について記載した文書

ホ 不適合業務及び是正処置等に関して記載した文書
ヘ 内部監査の方法を記載した文書

ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
チ 簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書

リ 依頼を受ける方法を記載した文書
又 物品の購入の方法を記載した文書

ル その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

第五十六条の五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(簡易専用水道検査業務規程)

第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 簡易専用水道の管理の検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
- 五 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名及び検査員の名簿
- 七 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
- 八 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用

に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理の検査の業務に關し必要な事項

2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(準用)

第五十六条の七 第十五条の七から第十五条の九までの規定は法第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第十五条の七中「登録水質検査機関」とあるのは「第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、「法第二十条の九の規定により水質検査の業務」とあるのは「法第三十四条の四において準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務」と、第十五条の八中「法第二十条の第十二項第三号」とあるのは「法第三十四条の四において準用する法第二十条の第十二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の第十二項第四号」とあるのは「法第三十四条の四において準用する法第二十条の第十二項第四号」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け)

第五十六条の八 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理

の検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2 法第三十四条の四において準用する法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一 簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日

三 簡易専用水道の管理の検査を行った施設の名称

四 簡易専用水道の管理の検査を行った年月日

五 簡易専用水道の管理の検査を行った簡易専用水道検査員の氏名

六 簡易専用水道の管理の検査の結果

七 第五十六条の四第二号八により帳簿に記載すべきこととされている事項

八 第五十六条の四第五号八の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

九 第五十六条の四第五号二の教育訓練に関する記録